社会福祉法人かぶと会 虐待防止指針

本指針の目的

- 1. 虐待は、「人として尊ばれ自由と幸福を追求する権利」の侵害であり、心身ともあらゆる虐待を 防止することを周知徹底します。
- 2. 常に介護サービス利用側の視点に立ち、ご利用者にとって虐待にあたることは何かを問い続ける姿勢で、自分たちの提供している介護の質向上を追求し続けます。
- 3. 虐待を未然に防止すると共に、虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応について定めるものとします。

I. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

- (1) 当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません(別表参照)。
- i 身体的虐待;高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任;高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を 養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待;高齢者に対する暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的ダメージを与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待;高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待;高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

Ⅱ. 人権尊重~(拘束廃止・虐待防止)委員会(以下「人権尊重委員会」という)その他施設内の組織に 関する事項について

- (1) 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「人権尊重委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当法人の理事長とし、当委員を以て、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とみなします。
- (2) 委員会は、人権尊重の見解から、 身体拘束等も全て含めて一体的に取り扱います。
- (3)人権尊重委員会は、概ね2ヵ月毎、また必要に応じて担当者が招集します。会議の実施にあたっては、PCシステムを用いる場合があります。
- (4) 人権尊重委員会の議題は、担当者が部署の意見を聴いた上で定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
- ① 虐待防止・拘束廃止検討、その他施設内の運営に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止を含めた人権尊重のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待・拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待・拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

Ⅲ. 虐待の防止を含めた人権尊重のための職員研修について

- (1)職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該施設における指針に基づき、虐待の防止を徹底します。 具体的には、次のプログラムにより実施します。
- ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 高齢者権利養護事業・成年後見制度等の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの基本理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策
- (2) 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

Ⅳ. 虐待又はその疑い(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法について

- (1) 虐待等が発生した場合には、正確な事実確認をし、利用者・ご家族、市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であることが判明した場合には、利用者・家族に正確に報告し謝罪すると共に、当人には役職位を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

V. 虐待等が発生した場合の相談・苦情・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が利用者への虐待を発見した場合、担当者、または上席者等に報告します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じ、利用者・家族へ正確に事実の報告と、謝罪、改善対応の報告をします。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、人権尊重委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6)施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事 実確認の概要及び再発防止策を併せて利用者・家族と市町村に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

VI. 成年後見制度の利用支援に関する事項

(1) 利用者又はご家族に対して、必要な場合成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

VII. 当該指針の閲覧に関する事項

(1) 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

Ⅷ. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(1) Ⅲ. に定める研修会のほか、虐待防止に関する外部研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。